

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（4）」
2. 日時：平成30年1月11日 13時30分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 13階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、村上主任原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、中野主任技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、

皆川技術研究調査官、坂本技術参与、船田技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、鈴木技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他19名

5. 要旨

(1) 補足説明資料一覧について

- 日本原子力発電から、平成29年12月14日のヒアリングで原子力規制庁から提示した質問事項を踏まえ、資料に示す構成にて補足説明資料を作成している旨説明があった。また、2相ステンレス鋼の熱時効に係る評価について、現在、潜在的な亀裂が存在したとする場合の評価を実施中であり、結果等について今後説明予定である旨説明があった。
- 原子力規制庁から、補足説明資料の構成について、説明性の観点から適宜見直すよう求めた。
- 日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）及び共通事項について

- 日本原子力発電から、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）及び共通事項について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁から、特別点検（原子炉圧力容器）で実施した炉心領域部の超音波検査範囲の根拠について説明するよう求めた。また、特別点検については、関係する記録等について順次確認を行うが、必要に応じて現地で特別点検に係る点検範囲や資料採

取箇所、点検記録等について確認を行う旨を伝えた。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(3) 関係資料におけるマスクングの考え方について

○日本原子力発電から、当該申請に係る資料のマスクングの考え方について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、情報公開法における不開示情報への該当性及び審査の透明性の観点から、資料中のマスクング対象について適切に判断し、今後資料を作成するよう求めた。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 補足説明資料一覧」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請資料におけるマスクングの考え方について」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉格納容器） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」